

会則

(目的)

第1条 CLOVER Conditioning Studio (以下「当スタジオ」といい、当スタジオが運営するオンラインスタジオサービスを含みます。)は、本会則の定める所定の手続を経て入会した会員が当スタジオの施設や各種サービスを利用し、健康管理、身体機能の改善並びに会員相互の親睦を図ることを目的とします。

(管理・運営)

第2条 当スタジオの管理・運営は、CLOVER 株式会社 (以下「会社」といいます。)が行います。

(会員制)

第3条 当スタジオは会員制とします。

- 2 当スタジオの会員になるためには、本会則の定める所定の手続を経て、会社と入会契約を締結する必要があります。
- 3 会員の資格は、前項の入会契約の定める日から発生し (ただし、入会契約に従って事前に入会金等を支払うことが前提となります。)、当該入会契約が終了した場合には会員の資格は喪失されます。なお、期限や条件等の定めがある資格の場合には、それに従います。
- 4 会員が利用できる当スタジオの施設や各種サービス、日時、予約方法等については、別に定めるところに従います。なお、予約した場合であっても、当スタジオ又は会社の都合で予約をキャンセル又は変更させていただく場合があります。
- 5 オンラインスタジオサービスを利用できる会員は、会社が運営するオンラインスタジオ (以下「オンラインスタジオ」といいます。)を利用することができます。なお、オンラインスタジオのプログラムは、当スタジオ又は会社の都合によって、日時・内容等が適宜変更される可能性があります。
- 6 会員は、入会契約又は別で定めるところで認められた当スタジオの施設、各種サービス等以外の施設・サービスを利用することはできません。

(会員区分)

第4条 当スタジオの会員区分は次のとおりとし、会員の要件及び条件等について会社が別途定める場合には、それに従うこととします。

- (1) 個人会員
 - (2) 団体会員 (法人等を含みます。ただし、団体としての主体・実態を備えた団体に限ります。)
- 2 前項第2号の団体会員の場合、当スタジオ又は会社が別途定める範囲で、当該団体に属する方が当スタジオを利用することができます。

(入会資格)

第5条 当スタジオに入会できる方は、次の事項をすべて満たす方のうち会社が入会を承認した方とします。

- (1) 当スタジオの趣旨に賛同し、本会則を承諾した方 (なお、未成年の場合には親権者の同意が必要となります。)
- (2) 医師等に運動を禁止されておらず、当スタジオの施設・サービスの利用に支障がない

と申告された方（なお、年齢や健康状態によっては、医師の診断書等の提出を必要とする場合があります。また、第10条のとおり、運動指導内容に制限が生じる場合があります。）

- (3) 暴力団関係者でなく、また、本条第2項に該当せず、今後も該当しないことを誓約した方
 - (4) 刺青、タトゥー及びこれに類するものをされていない方
 - (5) 薬物又はアルコールの常用・依存でない方
 - (6) 伝染病その他他人に感染するおそれのある疾病を有していない方
 - (7) 過去に本会則に違反する行為をされていない方（ただし、過去に違反したことがある方でも、当スタジオが入会を承諾した方は除きます。）
 - (8) 当スタジオの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
- 2 会員は、当スタジオ及び会社に対し、現在のみならず将来にわたって、理由や方法の如何を問わず、次の事項のいずれにも該当しないことを誓約します。
- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等又は当該法人等に属する者でなく、又は、当該法人等に反社会的勢力が属さないこと
 - (2) 反社会的勢力に関与・関係しないこと
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしないこと
 - (4) 反社会的勢力を利用しないこと
 - (5) 当スタジオ又は会社に対し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布、偽計、威力を用いた信用毀損、業務妨害その他これらに準ずる行為をしないこと

（入会手続）

第6条 当スタジオへの入会を希望する方は、所定の方法により入会手続を行い、当スタジオによる審査を受ける必要があります。

- 2 入会を希望する方は、当スタジオの求めに応じて、入会手続及び入会審査（以下「入会手続等」といいます。）に必要な書類等を速やかに提出しなければなりません。
- 3 入会手続等の結果、当スタジオが入会を承諾したときに、当スタジオとの契約が成立します。なお、会員資格の発生日及び施設・オンラインスタジオ等の利用開始日は別に定めます。
- 4 入会手続を行った場合でも、当スタジオの入会審査の結果、入会が認められない場合があります。なお、入会審査の過程・内容等は一切開示されません。
- 5 入会を希望する方が未成年者の場合、本人と親権者の連名で入会手続を取らなければなりません。この場合、親権者は、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。なお、入会を希望する方が成年被後見人、被保佐人、被補助人の場合も同様とします。
- 6 当スタジオ又は会社が販売する商品を購入する場合も前5項と同様とします。

(入会金・会費等)

第7条 入会金、会費及び諸料金等(商品の販売代金等を含みます。以下「会費等」といいます。)の金額・支払時期・支払方法は、会社がこれを定めます。

2 一旦支払われた入会金・会費等は、理由を問わず返還いたしません。

なお、当スタジオ又は会社の責めに帰すべき事由によって入会契約が解除された場合には、解除された日以降の既払い分の会費等(入会金は含まれません。)は、会員が負担すべき費用等を控除した上で、返還いたします。

3 会社は、当スタジオの運営上必要と判断した場合又は経済情勢の変動に応じて、入会金・会費等の金額を変更することができます。

なお、金額を変更した場合には、改定日の1か月以上前までに、会員に対して告知又は通知します。

4 入会金・会費等の支払が確認できない場合、当スタジオ施設及び各種サービスの利用や商品の発送等をお断りする場合があります。

(本会則等の遵守)

第8条 会員は、当スタジオの施設や各種サービスを利用するに際し、本会則その他当スタジオの定める諸規則(以下「本会則等」といいます。)を遵守し、当スタジオの施設スタッフ等の指示・指導に従わなければなりません。

(諸手続)

第9条 会員は、当スタジオから会員が本会則等に定める事項及び前条の事項を遵守しているか判断するために必要な書類の提出を求められた場合、速やかに応じなければなりません。

2 会員は、住所、連絡先など入会手続等において申告した内容その他当スタジオに届け出た内容に変更があったときは、速やかに所定の方法で変更手続を行うものとします。

3 会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により当スタジオからの通知等が延着又は届かなかった場合でも、当スタジオは責任を負わず、通常到達すべきときに到達したものとします。

(運動指導制限)

第10条 会員の年齢や健康状態、整形外科や内科等での治療状況等(以下「健康状態等」といいます。)によっては、当スタジオ施設及び各種サービスの利用や運動内容・指導内容等が制限される場合があります。

2 会員は、当スタジオから会員の健康状態等を確認するため必要があると認める書類の提出を求められた場合、速やかにこれを提出しなければなりません。

3 会員は、健康状態等を理由とする運動指導制限について、当スタジオ及び施設スタッフ等の指示・指導に従わなければなりません。

(個人情報保護)

第11条 当スタジオが保有する会員の個人情報は、「個人情報保護方針」に従って管理します。

2 会員及び会員になろうとする方は、当スタジオ及び会社が個人情報保護方針に従って、個人情報を取得・利用・管理等することに同意します。

(委託)

第 12 条 会社は、当スタジオの施設及び各種サービスにかかる提供サービスの全部又は一部を第三者に委託することができます。

(会員たる地位の譲渡・相続の制限)

第 13 条 当スタジオの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡・相続することはできません。

(ビジター)

第 14 条 当スタジオが承認した場合は、会員以外の方（以下「ビジター」といいます。）による施設や各種サービスの利用を認めることができます。この場合、当該ビジターにも本会則等を適用します。

2 前項の規定にかかわらず、当スタジオは必要に応じてビジターの利用を制限することができます。

(禁止事項)

第 15 条 会員は、理由や方法の如何を問わず、次の事項に該当する行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や施設スタッフを含む第三者（以下「第三者」といいます。）や当スタジオ、会社に対する誹謗中傷行為、暴力行為、威嚇行為、迷惑行為及びこれらに準ずる行為
- (2) 当スタジオの設備・器具・備品（以下「当スタジオ設備等」という。）及び当スタジオ内にある第三者の所有物を損壊する行為（落書きや造作等の行為も含まれます。）
- (3) 当スタジオの許可を受けず当スタジオ設備等を持ち出す行為
- (4) 当スタジオの許可を受けず当スタジオ施設内で撮影又は録音する行為（当スタジオ施設外から施設内を撮影又は録音する行為やオンラインスタジオの様子を撮影又は録音する行為も含まれます。）
- (5) 当スタジオの許可を受けず当スタジオ施設内において物品販売や営業・勧誘行為、政治活動、署名活動及びこれらに準ずる行為
- (6) 痴漢、のぞき、盗撮、露出、ストーカー、窃盗、横領、器物損壊、唾を吐く行為など法令や公序良俗に反する行為
- (7) 当スタジオのスマートロックキー等を正当な理由なく第三者に譲渡・開示等する行為（第三者に利用させる行為を含む。）
- (8) オンラインスタジオの URL、パスワード等を正当な理由なく第三者に譲渡・開示等する行為
- (9) 会員資格のない者など当スタジオ又は会社が入館を認めていない者を当スタジオに入館させる行為
- (10) 会員資格のない者など当スタジオ又は会社が参加を認めていない者をオンラインスタジオに参加させる行為
- (11) 当スタジオ又は会社から購入した商品を当スタジオ又は会社の書面による事前の承諾なく譲渡、贈与、転売等する行為及び転売等を目的として当スタジオ又は会社から商品を購入する行為
- (12) 当スタジオ施設内での飲酒・喫煙及び酒気を帯びての来館
- (13) 当スタジオ施設内への危険物の持ち込み

- (14) 当スタジオ施設内への高価・高額な金銭・貴金属・物等の持ち込み
- (15) 当スタジオ施設スタッフ又は会社従業員の業務を妨げる行為
- (16) 他の会員の施設及び各種サービスの利用を妨げる行為
- (17) 当スタジオ施設内又はオンラインスタジオの秩序を乱す行為
- (18) 当スタジオ及び各種サービスを認められた目的以外の目的で使用・利用する行為
- (19) その他当スタジオにふさわしくないと認められる行為

(振替利用)

第 16 条 会員（月額契約の会員に限ります。）は、当社のプライベートジムに関する使用・利用については 2 か月先の日が属する月の末日まで振り替えることができます。ただし、第 17 条の退会後は振替利用ができません。

- 2 前項の振替利用の最大回数は、月に最大 2 回分（50 分×2 回分）までです。
- 3 前 2 項の振替利用に関して未消化分が発生した場合であっても、会費等の返還はいたしません。

(退会)

第 17 条 会員が退会しようとするときは、当スタジオに通知した上で、毎月 8 日までに（8 日が休業日の場合は直前の翌営業日まで）、当スタジオ所定の手続を完了することにより、当月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会することができます。

なお、会員は、当スタジオに対し退会日までの会費等を支払う義務を負い、滞納会費等会員が支払う義務を負う費用はすべて清算しなければなりません。

(会員資格の一時停止・除名)

第 18 条 当スタジオは、会員が次の事項に該当する場合、会員資格を一時停止し、又は除名することができます。なお、会員資格が一時停止されても、当スタジオが特に認める場合を除き、その間の会費等の支払義務は免除されません。

- (1) 本会則等に違反したとき
- (2) 第 5 条第 1 項各号に定める事由に違反することが明らかとなったとき（入会後に同項各号に違反することになった場合を含みます。）
- (3) 入会手続等その他当スタジオにおける諸手続において会員が虚偽の申告・報告をしたことが明らかとなったとき
- (4) 当スタジオの定める会費等につき、2 か月以上滞納したとき
- (5) 会員につき、破産又は民事再生の申立、任意整理の申出があったとき
- (6) 医師等に運動を禁止されるなど健康上の理由から当スタジオの施設や各種サービスの利用が適切でないと認められるとき
- (7) 妊娠したとき
- (8) 合理的な理由なく当スタジオの指示・指導に従わないとき
- (9) その他、当スタジオが会員としてふさわしくないと認めたとき

(会員資格の喪失)

第 19 条 会員は、次の事項に該当したときに会員資格を喪失します。

- (1) 会員が第 17 条に基づき退会したとき

- (2) 会員が前条に基づき除名されたとき
- (3) 入会契約が終了したとき（解除・解約による終了を含みます。）
- (4) 会員が死亡したとき
- (5) 法人が解散したとき
- (6) 当スタジオが閉鎖されたとき

（休会）

第 20 条 当スタジオが認める場合、会員は、当スタジオに通知した上で、当スタジオ所定の手続を行うことにより、一時休会することができます。なお、休会期間中、会員は、当スタジオの施設や各種サービスを利用することができませんが、期間中の会費等の支払義務を負いません。

（会員の損害賠償）

第 21 条 会員が、当スタジオの施設や各種サービスの利用に関して、会員の責めに帰すべき事由によって当スタジオ、会社又は第三者に損害を与えた場合、当該会員がその損害を賠償する責任を負います。

（損害賠償の免責）

第 22 条 会員が当スタジオの施設や各種サービスの利用に関して損害を受けた場合であっても（怪我・病気・事故、会員が使用した道具等の破損、第三者による盗難、痴漢などの違法行為に基づく損害等を含みます。）、それが当スタジオ又は会社の故意又は過失による場合を除き、当スタジオ及び会社は当該損害に関する責任を負いません。

- 2 会員同士の紛争についても前項と同様とし、当スタジオ及び会社は当該紛争に一切関与しません。
- 3 第 3 条第 4 項に基づく予約の変更、第 18 条に基づく会員資格の一時停止又は除名、第 24 条の休業によって会員に損害が生じた場合であっても、当スタジオ及び会社はその損害を賠償する責任を負いません。
- 4 会員のシステム上の不具合によってオンラインスタジオに参加できない場合であっても、当スタジオ又は会社はその責任を負いません。

（持込物、放置物等の取り扱い）

第 23 条 会員が当スタジオの施設内に持ち込んだ物については、各会員が自らの責任でもって管理することとし、当スタジオ又は会社の故意又は過失による場合を除き、当スタジオ及び会社は、会員が施設内に持ち込んだ物の滅失・毀損等について責任を負いません。

- 2 会員の放置物等については、原則、1 か月間保管し、保管期間を過ぎても会員が取りに来ない場合には所有権を放棄したものとみなして、処分いたします。

（当スタジオの休業・閉鎖）

第 24 条 当スタジオは、施設・オンラインスタジオごとに休業日を設けることができます。

- 2 当スタジオは、次の事由により、当スタジオの施設や各種サービスの営業を行うことが困難であるときは、臨時で休業することができます。

- (1) 天災地変、地震、自然災害、流行疾病、近隣での事故その他不可抗等があったとき（その恐れがあるときを含みます。）

- (2) 法令の制定改廃、行政による指導・処分等があったとき
 - (3) 当スタジオ施設の改造・補修工事、点検・整備等を実施するとき
 - (4) 当スタジオ又は会社が企画・実施する諸活動を行うとき
 - (5) 社会・経済情勢に著しい変化があったとき（その恐れがあるときを含みます。）
 - (6) その他当スタジオを営業することが困難になったとき、又は営業を行うべきでないと判断されるときなど、臨時に休業する必要性が生じたとき
- 3 前2項の場合、原則、会員が負担する会費等の支払義務が軽減又は免除されることはありません。
 - 4 当スタジオは、第2項各号の事由など当スタジオの運営を継続することが困難であると判断したときは、当スタジオを閉鎖することができます。

(本会則その他諸規則の改定)

第25条 当スタジオは、本会則等を改定・変更することができます。

2 本会則等の改定・変更を行う場合、改定日の1か月以上前までにその内容及び改定日を、会員に対して告知又は通知します。

3 本会則等が改定・変更された場合、その効力は当該改定・変更時に所属する全ての会員に及ぶものとします。

(告知方法)

第26条 本会則における会員への告知方法は、当スタジオ施設内への掲示及びホームページに掲載する方法とします。

附 則

第1条 本会則は、令和2年3月29日より施行します。

附 則 (令和2年6月改定)

第1条 本会則は、令和2年7月10日より施行します。

附 則 (令和3年9月改定)

第1条 本会則は、令和3年11月1日より施行します。

附 則 (令和3年12月改定)

第1条 本会則は、令和4年4月1日より施行します。